

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年4月10日（令和7年（行情）諮問第431号）

答申日：令和8年3月18日（令和7年度（行情）答申第1025号）

事件名：海上自衛隊幹部学校の学校研究及び特命研究に該当する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書7」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月10日付け防官文第11345号及び同年12月14日付け同第19353号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1について）

ア ないしオ （略）

カ 対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

（2）審査請求書2（原処分2について）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当

する行政文書として、本件対象分書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年7月10日付け防官文第11345号により、本件対象文書のうち、文書1（かがみのみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年12月14日付け同第19353号により、本件対象文書のうち、文書1（かがみを除く。）及び文書2ないし文書7について、法5条1号、3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年7か月及び約6年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び5号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし(3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 審査請求人は、「対象文書に漏れがないか念のため確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年4月10日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月24日 | 審議 |
| ④ 令和8年3月12日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求については、開示請求書に「海上自衛隊幹部学校の学校研究及び特命研究に該当するもの全て（期間は平成28～29年度）。」及び「【出典を裏面にプリントアウト】」と記載の上、別件の開示請求において開示された文書の一部が添付されていたことから、同文書に記載のある「学校研究及び特命研究」の開示を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有していない。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1ないし3、5及び6について

標記の不開示部分には、自衛隊の将来構想に係る研究、作戦立案、行動及び運用等に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の将来体制や運用態勢、運用要領、能力等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがある旨の諮問庁の別表の「不開示とした理由」欄の説明を否定することまではできない。

そうすると、当該部分を公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該部分は、法5条3号に該当し、別表の番号6に掲げる不開示部分については、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号4について

標記の不開示部分には、海上自衛隊OBの氏名、役職、期別及び訓練に係る発言内容が記載されており、これらは、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討するに当たり、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は、海上自衛隊OBが退官後に私人としての立場で発言した内容であり、公にすることを予定していないものであるとの説明であった。

上記の諮問庁の説明は否定し難く、当該部分は、いずれも法5条1号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

そして、当該部分は一体として個人識別部分であるから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号7（文書7）について

ア 文書7には、海上自衛隊と米国研究機関との共同研究に関する内容が記載されていると認められる。

イ 諮問庁は、文書7を全部不開示とした理由について、別表の番号7の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、次のとおりであった。

(ア) 文書7は、海上自衛隊と米国研究機関との共同研究に関して、米国研究機関が作成した文書である。

(イ) 本件開示請求を受け、原処分先立ち、米国研究機関に当該文書の開示の可否を照会したところ、開示することについて同意しない旨の回答があり、これを踏まえて原処分を行ったものである。

ウ これを検討するに、諮問庁の上記イの説明は不自然、不合理とはいえず、上記アの見分結果を踏まえると、文書7を公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、その全部を不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

海上自衛隊幹部学校の学校研究及び特命研究に該当するもの全て（期間は平成28～29年度）。

2 本件対象文書

文書1 海上自衛隊作戦要務準則改定案の試行について（通達）（海幕運第355号。29. 3. 24）

文書2 作戦要務準則の改訂について（28. 12. 15）

文書3 海上自衛隊作戦要務準則改定案に対する意見照会について（依頼）（幹校運第410号。29. 12. 7）

文書4 “Think Unthinkable”

文書5 伝統及び海軍から海上自衛隊への変遷に関する考察

文書6 米国研究機関との共同研究（委託研究）の結果について（30. 5. 24）

文書7 「米国研究機関との共同研究」に関する文書

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	別冊第 1 部の目次の一部 別冊第 1 部 1 ページの第 2 章の本文の全部 別冊第 1 部 2 ページないし 10 ページの第 3 章 3001 の本文の全部 別冊第 1 部 10 ページないし 16 ページの第 4 章の本文及び図の全部 別冊第 2 部の表紙の表題 別冊第 2 部の目次の一部 別冊第 2 部の 1 ページないし 63 ページ、65 ページないし 79 ページ及び 81 ページないし 93 ページの本文、表及び図の全部 別冊第 3 部の目次の一部 別冊第 3 部の 1 ページないし 9 ページ、11 ページないし 23 ページ、25 ページないし 33 ページ、35 ページないし 47 ページ、49 ページ、51 ページないし 53 ページ、55 ページ及び 57 ページないし 178 ページの本文、表及び図の全部	海上自衛隊が作戦、行動等を実施する際に各級指揮官が行う意思決定の細部要領等が記載されており、これを公にすると、海上自衛隊の意思決定の方式、細部要領等が明らかとなり、我が国に対する攻撃を企図する相手方をして、海上自衛隊が採る作戦、行動等を容易に推察せしめるおそれ、当該意思決定の方式を採用することにより生じる運用上の弱点を突いた行動を採ることを容易ならしめるおそれがあり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	文書 2	2 ページないし 10 ページのそれぞれ一部	海上自衛隊の研究に関する情報であり、これを公にすることにより、海上自衛隊の作戦等の計画の手法及び指揮統制要領が推察され、自衛隊の任務の効果的

			な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
3	文書3	2ページの「4 その他」の一部	自衛隊の指揮系統・通信システム等に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
4	文書5	23枚目及び24枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
5	文書6	1ページの表題の一部	米国研究機関に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国との米国との信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
6		1ページの作成部署名及び文書管理情報のそれぞれ一部	共同研究における検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれが
		2ページの共同研究（委託研究）の概要の一部	

		3 ページの共同研究における思考過程の一部	あるとともに、自衛隊の防衛構想が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
		4 ページの導出された課題（概要）の全部	
		4 ページの導出された課題（概要）の下部	
		5 ページの提言（概要）の全部	
		6 ページの今後の予定の全部	
7	文書7	文書の件数及び枚数を含む全て	これを開示することについて米国研究機関の了承を得られていないため、我が国の一方的な判断でこれを公にした場合、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。